

平成25年11月

児童生徒の携帯電話（スマートフォン等）の使用に関する基本指針

和歌山市教育委員会

近年、携帯電話（スマートフォン等）の急速な普及により、高度通信情報社会がより身近なものとなってきた。一方で、依然として携帯電話（スマートフォン等）をめぐる様々な問題が発生しており、これからも情報機器の進展に伴い、新たなトラブルが発生することが懸念される。

については、学校と家庭、地域や行政が連携・協力し、児童・生徒に対して情報モラル、情報活用能力を身に付けるための教育を推進し、主体的に判断し、正しく行動できる資質や能力を養うことが重要であることから、次のとおり基本指針を定める。

1. 学校における携帯電話（スマートフォン等）の取扱いについて

（1）小学校・中学校

- ・携帯電話（スマートフォン等）は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への持ち込みを原則として禁止すること。
- ・緊急連絡のためなど、やむを得ない理由のある場合は、保護者から校長に対して、持ち込みの申請をさせ、例外的に許可すること。その際、校内での使用は禁止し、登校後に一時的に預かり、下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

（2）高等学校

- ・携帯電話（スマートフォン等）は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、授業中の生徒によるスマートフォン等の使用を禁止したり、学校内での使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障がないよう使用を制限すること。

2. 学校における携帯電話（スマートフォン等）の指導について

（1）学校における情報モラル教育等の取組について

- ・児童生徒の携帯電話（スマートフォン等）の利用の実態把握に努めるとともに、情報モラル教育を発達段階に応じて体系的に推進すること。
- ・児童生徒が情報を主体的に活用できる能力を高め、インターネット等を使用する場合のルールやマナーなど、他人への影響を考えて行動することや、個人情報の流出防止、架空請求、有害情報等の対応についての指導を強化し、情報化社会の一員として、自覚と責任ある態度を養うこと。

（2）「ネット上のいじめ」等に関する取組について

- ・ネット上においても、いじめは絶対に許さないという立場から、いじめ等に対する取組の更なる徹底を進めること。また、日ごろから児童生徒の小さなサインを見逃さず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて取り組むこと。

3. 家庭や地域との連携について

携帯電話（スマートフォン等）の使用における問題点や危険性については、関係機関や専門家との連携を密にし、PTA研修会や地域懇談会等の場を通じて、保護者や地域社会に対して積極的な啓発活動に努めること。

- ・携帯電話（スマートフォン等）の使用における問題点や危険性については、児童生徒と保護者の間で認識のギャップがあるため、買い与える場合は、保護者がそれらを十分理解したうえで判断すること。
- ・家庭内でルール（利用目的、利用時間、利用場所等）を作り、守ること。また、学校の指導方針に従い、学校にスマートフォン等を持ち込まないこと。
- ・適切な利用環境を設定するために、必要な機能を制限したり、フィルタリングの機能を設定したりすること。